

## 令和4年第6回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月15日  
午前10時00分開会  
於 議場

### 1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第41号 氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 3 議案第42号 氷川町一般職の職員の再任用に関する条例を廃止す  
る条例について
- 日程第 4 議案第43号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第 5 議案第44号 氷川町職員の降給に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第 6 議案第45号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第46号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第 8 議案第47号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 日程第 9 議案第48号 氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第49号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第50号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部  
を改正する条例について
- 日程第12 議案第51号 氷川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第14 議案第53号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 日程第15 議案第54号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第16 議案第55号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第56号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関す

る条例及び氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第57号 氷川町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第58号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第59号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第60号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第22 議案第61号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第62号 令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第63号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第64号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第65号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第27 議員派遣の件
- 日程第28 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第29 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	清田一敏
5番	長尾憲二郎	6番	吉川義雄
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	松田達之
11番	片山裕治	12番	米村洋

## 4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	濤岡美智代
企画財政課長	増永光幸	税務課長	平山早苗
町民課長	尾村幸俊	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	前崎誠
建設下水道課長	星田達也	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	橋本智明	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長(米村 洋君) 皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第 1 各常任委員会の審査報告について

○議長(米村 洋君) 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、木下厚君。

○総務文教常任委員長(木下厚君) 皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会審査報告書。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、主なものを要約して、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例17件、予算1件、その他1件であります。

当委員会は、12月12日、役場2階大会議室で、関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

議案第41号「氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」では、管理監督職に係る異動期間の末尾から起算して3年を超えることができないことと短時間勤務職員の内容についての質疑に、役職定年制の特約により降任等をせず、1年ずつ最長3年延長ができること。通常、1日7時間45分の1週間勤務で38時間45分となるのが、1週間の勤務時間が15時間30分から31時間までの間で勤務すること。と答え、定年延長に伴う職員採用についての質疑には、長期的な見通しが必要と答えました。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号「氷川町一般職の職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」は、質疑及び質問はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号「氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」では、3割減は手当も含まれるのか、退職金の支給はどうなるのかの質疑に、通常60歳以降は役職から降任するため、管理職手当はなくなるため、給与が対象になる。退職金の率は35年がマックスとなり、この年数は定年延長後も加算される。支払いは定年退職の時点となる。と答えました。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号「氷川町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第45号「氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第46号「氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例について」、議案第47号「氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第48号「氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第49号「氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第50号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第51号「氷川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」までは、質疑・意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号「氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」では、昨年は引き下げたのに今回は引き上げとなっている。人事院勧告を受けてだけでなく、町の方針としてラスパイレス並みに引き上げてもいいのでは。と意見があり、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号「氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第54号「氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」では、氷川町特別職報酬等審議会に諮る内容と審議会意見について質疑があり、現在の社会情勢により人事院勧告を尊重された。と答えました。採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号「氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第56号「氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、質疑・意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号「氷川町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」では、業種の範囲について質疑があり、規則で定めてある。と答え、模様替えとは、の質疑には、リフォームが該当する。と答え、対象額は500万円以上かの質疑には、事業費が500万円以上でその固定資産税分が3年間免除になる。と答えました。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号「令和4年度氷川町一般会計補正予算、第9号について」の歳入では、物品売払収入の質疑があり、登録年度が平成5年8月の走行距離72,521kmのトラック1台を公売し、7名の参加があり町外の方が落札された。と答え、財政調整基金繰入金の繰入後の総額の質疑には、11億4,700万円程度になる。と答えました。広告収入の内容の質疑には、2種類の封筒に広告枠を設け、1枠2万円の広告料と答えました。

歳出では、企画費の特別旅費の対象者について質疑があり、竜北西部学童保育所落成式に、ペルー共和国から平岡ルイス様ご夫婦を案内する旅費と答え、消防用施設整備補助金についての質疑には、地上式屋外消火栓の設置について9月に補正を行ったが、10月に単価改正があり不足分の対応と答え、災害対策費、備品購入の折り畳み

ベッドの購入数とコロナウイルス感染対策についての質疑に、24台購入、指定避難所用として使用するため、コロナウイルス感染対策交付金の対象になる。と答えました。

学校管理費と歴史資料館の電気料の質疑には、学校は、宮原小学校のみ、両施設とも、エネルギー価格の高騰に伴う実績見込みで不足が生じるため、と答えました。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」は、質疑・意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、西尾正剛君。

○産業建設厚生常任委員長（西尾正剛君） 引き続きまして、産業建設厚生常任委員会の審査を報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における 審査の経過並びに結果について、議論されました主なものを要約して、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、令和4年度補正予算5件についてであります。

当委員会は、12月12日に関係課長から説明を求めながら審査を行いました。

議案第58号「氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、4月1日から遡及し適用する傷病手当金の支給申請の内容と関連する熊本県後期高齢者医療広域連合条例の条文整備についての説明を求めたところ、「新型コロナウイルス感染症に感染し休業した被保険者に傷病手当金を、国保同様に遡及支給するもの。該当としない条文を削除し、支給する旨の条文を繰り上げるもの。」と答弁しました。ほかに質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「氷川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、従来の官公庁会計から公営企業会計に移行するために制定の条例内容について質疑を行いました。その主な質疑と答弁についてご報告いたします。まず、従来の下水道使用料収納業務や取扱い事務がどのように変わるのか、条例に規定されている決算状況や予算概要報告はどのような形で行われるのかの質疑では、「使用料収納は現在のシステムを使用して、経理は新しいシステムを使用することとなる。予算と決算認定は同様のタイミングで議会に提案することとなる。ただ、今後は複式簿記となるため随分異なったイメージとなる。また業務状況の説明は、公表が義務付けられているため何らかの手段で町民への公表を行う。」と答弁いたしました。また、意見のなかでは、企業会計に移行したうえでは、独立した組織体に向け、もう1回検証し直し、一般財源からの繰入を極力無くて持続率を上げるような努力が欲しいとの声もあり

ました。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号「令和4年度氷川町一般会計補正予算第9号について」は、都合上、細々の質疑や意見は割愛し、主な2点に絞っての報告といたします。

まず、第1点目民生費、児童福祉総務費では、竜北西部学童保育所落成式関連での質疑では、各節ごとに説明を求めました。また、要望として、令和2年度からの用地購入、造成費用設計工事までの総事業費、財源と内訳毎の支出、特に一般財源持出がいかほどかを一覧表で示してもらいたい旨の意見がありました。

次に、扶助費で出産・子育て応援給付金として500万円が計上されているが、町独自で支給されている出産祝金の町外転出者への返還の兼ね合いや、予算の内訳、給付の時期、次年度以降の国支援動向についての質疑では、「実施要綱はまだ整備されていないが、4月に遡及しての支給となる。町外転出者の出産祝金の返還はあるが、応援給付金は返還の必要はない。妊娠届でのアンケートや相談等面談伴走型で経済的な支援を行う。また給付申請書は、年明けから発送したい。次年度以降も国は支援意向と聞く」と答弁いたしました。

2点目、農林水産業費、農業振興費の次世代型果樹モデル実証事務補助費501万9千円の補助内容の質疑については、「対象品目は梨と栗であり、省力化栽培技術の導入とスマート機器での労働生産性を高める実証実験となる。実施主体のJA八代、竜北果樹部会梨部が募集した2名である」と答弁いたしました。

その他、項目ごとに質疑と答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次の議案第61号「令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算第3号について」議案第62号「氷川町介護保険特別会計補正予算第2号について」及び議案第63号「氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について」は、いずれも見直しに伴った会計年度任用職員の報酬、期末手当、共済費の補正予算であったため質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。最後の議案第64号「氷川町下水道事業特別会計補正予算第2号について」では、まず、公共下水道事業費負担金の761万2千円の内容についての質疑に対し、「県が行う事業費の負担金は当初予算で概算し、今の時期に確定した負担金となる。宇城市と八代市、氷川町で負担割合に応じた額であり、各事業や流入量にも応じた率となる。総じて氷川町は概ね20%程度の負担である」と答弁いたしました。

また、委託料で1500万円のストックマネジメント計画策定業務委託料の委託業務については、「具体的には、宮原処理区の貯留量3600トンが豪雨の際にも全量が送水可能か、貯留施設も勘案して、過去のデータを基にシミュレーションをしてもらうものである」と答弁いたしました。

なお、質疑のほかに、資材や肥料等価格が高騰している現状、北部流域浄化センター施設内で堆肥化の調査要望もありました。

このほか質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

-----○-----

## 日程第 2 議案第 4 1 号 氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（米村 洋君） 日程第 2、議案第 4 1 号、氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 1 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第 4 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第 3 議案第 4 2 号 氷川町一般職の職員の再任用に関する条例を廃止する 条例について

○議長（米村 洋君） 日程第 3、議案第 4 2 号、氷川町一般職の職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第 4 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第 4 議案第 4 3 号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

### 正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第43号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定そこで賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第 5 議案第44号 氷川町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第44号氷川町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第 6 議案第45号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第45号、氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第46号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第46号、氷川町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第47号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第47号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第48号 氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第48号、氷川町人事行政の運営等の状況の公表に関する課公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(米村 洋君) 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第10 議案第49号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長(米村 洋君) 日程第10、議案第49号氷川町一般職の任期付き職員の採用等に関する除する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[[「討論なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(米村 洋君) 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第11 議案第50号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長(米村 洋君) 日程第11、議案第50号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[[「討論なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(米村 洋君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(米村 洋君) 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第12 議案第51号 氷川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長(米村 洋君) 日程第12、議案第51号氷川町職員の懲戒の手續及び効果

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第13 議案第52号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（米村 洋君） 日程第13、議案第52号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第14 議案第53号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（米村 洋君） 日程第14、議案第53号氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 私は、本議案に反対の立場で討論をいたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、議会議員の期末手当に関わるものであります。昨今の情勢から、私は、議員の期末手当引き上げはもう少し待つべきだと判断をいたします。

提案の理由として、町が述べたのは、氷川町特別職報酬等審議会の答申の結果で、審議会は、人事院勧告を尊重して、引上げを妥当という答申があったということであり、

私は、氷川町議会基本条例16条に、報酬等について、町民の意見を広く聞くものとするというふうに私たちは決めています。私は町民の方と引上げについてお話をいたしました。今、誰もが大変困っている。私は、その方は、職員は、やはり引上げてやらないとかわいそうじゃないか。いろんな意見があるけど、職員は上げてもいい。しかし、議員さん、議員さんは少し待ったらどうですか、こういう意見を何人からも聞きました。私は、現在の物価高、暮らし、大変な中で、給料も上がらず、また、ボーナスも上がらない人もたくさんおられます。そういうことを考えると、もう少し時期を待って、経済状況を見極めた上で、改めて、考えるべきではないかというふうに思います。

以上の立場から、本条例改正には反対をいたします。

○議長（米村 洋君） ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第54号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第15号、議案第54号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第55号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第16、議案第55号、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第56号 氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例及び氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第17議案第56号氷川町フルタイム会計年度任用職員職員の給与に関する条例及び氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第57号 氷川町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第18、議案第57号氷川町過疎地域の持続的発展の支援に関わる固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第58号 氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第19、議案第58号氷川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第59号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第20、議案第59号氷川町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。

したがって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第60号 令和4年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（米村 洋君） 日程第21、議案第60号、令和4年度氷川町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第61号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（米村 洋君） 日程第22、議案第61号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[[「討論なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第62号 令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第23議案第62号、令和4年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[[「討論なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第63号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第24、議案第63号、令和4年度氷川町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第64号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（米村 洋君） 日程第25、議案第64号、令和4年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第65号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（米村 洋君） 日程第26、議案第65号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 27 議員派遣の件

○議長（米村 洋君） 日程第 27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレット格納のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はタブレットに格納のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 28 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 28、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から会議規則第 75 条の規定によって、タブレットに格納しました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 29 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 29、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、タブレットに格納しました調査活動に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第 30、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、タブレットに格納しました本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調達することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申出があります。

-----○-----

○議長（米村 洋君） 町長藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして円満なるご決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、本議会でいただきましたご意見等につきましては、今後の行政運営の参考にさせていただきたいと思っております。

先ほど、議案の審査の中で、反対の討論が一部ございました。議員の皆さん方の報酬、私どもには反対討論はなかったんですけども、反対をされました。特別職の給与報酬等につきましては、私の諮問機関であります氷川町特別職報酬等審議会に諮問をし、答申をいただいて、議会に提案をいたしております。審議会のメンバーそれぞれ、各階層、各種団体等の代表者の皆さままでございまして、それぞれ町民の皆さま方を代表して、ご意見を述べられる場所であります。今後も特別職の給与、あるいは報酬の改定につきましては、この審議会の答申を尊重して、提案をしてまいりたいと思っております。

また、本定例会でも一般質問がありました氷川警察署跡地の住宅政策、氷川町のDX事業の推進及び、常葉保育所廃園に伴います転園児童への支援につきまして、この後、全員協議会を開催いたしまして、説明をし、皆さま方の意見の聴取を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

令和4年度も残り3カ月半となりました。新型コロナウイルス感染症への予防及び、経済対策並びに物価高騰への支援に万全を期してまいりますとともに、本年度に計画をいたしております事務事業につきましても、職員とともに全力を傾注して推進してまいりたいと考えております。

議員各位には、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

これから寒さが増してまいります。どうぞお体をご自愛の上、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、お礼といたします。ありがとうございました。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和4年第6回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年1月27日 氷川町議会議長 米 村 洋

令和5年1月27日 氷川町議会議員 清 田 一 敏

令和5年1月27日 氷川町議会議員 長 尾 憲二郎